

秋田県告示第159号

秋田県港湾施設管理条例（昭和34年秋田県条例第19号）第16条第2項の規定により、次のとおり船川港金川多目的広場の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成26年3月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 球技場

区 分			利用料金の額	
			1時間につき	1日につき
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ に利用するとき	一般	無料	無料
		学生・生徒・児童	無料	無料
	その他の催物に利用 するとき	平日	3,240円	25,920円
		土曜日・日曜日・休日	4,320円	34,560円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ に利用するとき	一般	640円	5,120円
		学生・生徒・児童	640円	5,120円
	その他の催物に利用 するとき	平日	6,480円	51,840円
		土曜日・日曜日・休日	8,640円	69,120円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 1日 開場時間の開始時刻から終了時刻までをいう。
 - (2) 入場料 利用者が、いずれの名義とするかを問わず、球技場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
 - (3) 学生・生徒・児童 大学及び高等専門学校の学生、高等学校生徒、中学校生徒並びに小学校児童（これらに準ずる者を含む。）をいう。
 - (4) 休日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 2 利用者が入場料を徴収しない場合で、営業その他これに類する目的をもって利用するときは、入場料を徴収する場合の利用料を徴収する。
- 3 利用時間が1時間未満のとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 球技場の付属施設

区 分	利用料金の額	
放送室	1時間につき	350円
シャワー室	1室1時間につき	無料

備考

利用時間が1時間未満のとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3 港湾施設用地

区 分	利用料金の額	
船川港金川多目的広場の敷地	利用面積（看板等にあつては、表示部分の面積）1平方メートルにつき1年	80円

備考

- 1 利用許可期間が1年未満であるもの、又はその期間に1年未満の端数があるものは月割りをもって計算する。
なお、1か月未満の端数があるものは1か月として計算する。
- 2 算出した利用料の額に10円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。ただし、算出した利用料の額が10円に満たない場合は10円とする。